

公益財団法人武蔵野市国際交流協会国際交流事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市内の国際交流団体等（以下「団体等」という。）が行う国際交流事業に対する公益財団法人武蔵野市国際交流協会（以下「協会」という。）の補助金の交付について定め、国際交流及び国際協力の進展に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次の要件を満たすものとし、原則として武蔵野市民が自由に参加できるものとする。

- (1) 事業内容が国際交流及び国際協力並びに在住外国人への支援の進展に寄与するものであること。
- (2) 事業の計画及び方法が当該事業の目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果が期待し得るものであること。
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 公益性のあるものであること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。

(補助対象事業費)

第3条 事業に要する経費のうち補助対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、次の経費であって理事長が適当と認めるものとする。

- (1) 旅費及び宿泊費
- (2) 会場及び施設の借上料
- (3) 運搬費
- (4) 印刷費及び広告費
- (5) 講師謝礼
- (6) その他事業に必要と認める経費

2 前項の補助対象事業費については、この要綱の規定による補助金以外に他の団体から助成が予定されている場合又は現に助成を受けている場合は、その助成額を控除する。

(交付額及び交付回数)

第4条 補助金の額は、補助対象事業費の2分の1の額とし、10万円を限度とする。

2 当該事業の実施に伴う参加費収入等がある場合であって、前項の規定により算定した額及び当該参加費収入等の額の合計額が当該補助対象事業費を超えるときは、その超える額を前項の規定により算定した額から控除して交付するものとする。

3 補助金の交付回数は、1団体年間2回までとする。

4 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(交付申請)

第5条 団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、事業実施日の1月前までに、国際交流事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、事業ごとに行わなければならない。

（交付決定）

第6条 理事長は、前条に規定する申請書を受領したときは、申請内容を審査し、第4条の規定により補助金の交付予定額を決定するものとする。

2 理事長は、補助金の交付予定額を決定したときは、国際交流事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により団体等に通知する。

（実績報告）

第7条 団体等は、補助対象事業が終了したときは、当該事業終了後2ヶ月以内に補助対象事業実績報告書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第8条 理事長は、前条に規定する報告書の内容を審査し、補助金の交付額を決定したときは、国際交流事業補助金交付額確定通知書（第4号様式）により速やかに団体等に通知するものとする。

（請求及び支払）

第9条 団体等は、前条の規定による通知を受けたときは、協会が指定する様式による請求書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付の取消及び補助金の返還）

第10条 理事長は、団体等が補助金を不正な手続により交付を受け、又は目的外に使用した場合は、補助金の交付を取り消し、又は補助金を返還させることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前において、武蔵野市国際交流協会国際交流事業補助金交付要綱第5条の規定によりされた補助金（施行日前に実施された事業に係る補助金に限る。）の申請については、協会に対して、この要綱の規定により申請があったものとみなして取り扱うものとする。

3 団体等が施行日以後に実施する事業に関し、施行日前に補助金の交付を申請しようとするときは、第5条の規定により申請することができる。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

